

令和2年度 介護保険料について

◎ 令和2年度の介護保険料額について

第7期介護保険計画（平成30年度～令和2年度）により、介護保険料額が変更となり、保険料の基準額は年額69,600円（月額5,800円）となります。

また、消費税引き上げに伴い低所得者層（1～3段階）の令和2年度の介護保険料の軽減を強化いたします。各段階の内容と保険料額は下記のとおりです。

令和2年度の所得段階別保険料額

| 段階 | 段階の内容 | | 年間保険料額 |
|---------------|----------------------------|--|----------|
| 第1段階 | 本人が住民税非課税 （世帯全員が住民税非課税） | 住民税非課税世帯 生活保護の受給者・老齢福祉年金の受給者・年金収入等が80万円以下の方 | 20,880円 |
| 第2段階 | | 年金収入等が80万円を超え120万円以下の方 | 34,800円 |
| 第3段階 | | 年金収入等が120万円を超える方 | 48,720円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 （世帯の誰かが住民税課税） | 住民税課税世帯 年金収入等が80万円以下の方 | 62,640円 |
| 第5段階 （基準額） | | 年金収入等が80万円を超える方 | 69,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額が120万円未満の方 | 83,520円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 90,480円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 104,400円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が300万円以上の方 | 118,320円 |

◎ 普通徴収の方へ 口座振替のご案内

忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替がご利用できます。指定された口座から、納期の末日に自動的に振替納付されます。

希望される方は、納付書・通帳および届出印をお持ちになり、口座振替依頼書(金融機関の窓口にもあります)により手続きを行ってください。

口座振替にかかる費用負担はありません。

《口座振替が行える金融機関》

- ・ 第三銀行
- ・ みくまの農業協同組合
- ・ 紀陽銀行
- ・ ゆうちょ銀行(郵便局)

問い合わせ先

古座川町役場 住民生活課
介護保険料係
〒649-4104 古座川町高池673番の2